

セーフシティあつぎ推進条例の骨子

1 目的

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

本条例における用語の定義を定めます。

(1) セーフシティあつぎ

市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいいます。

(2) 関係団体等

地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察その他の安心安全に関する活動を行う団体又は機関をいいます。

3 基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならないものとします。

4 市の責務

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有するものとします。

(1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。

(2) 安心安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

5 市民の役割

(1) 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

(2) 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとします。

6 関係団体等の役割

(1) 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めるものとします。

(2) 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとします。

7 セーフシティあつぎ推進基本計画

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セーフシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならないものとします。

8 人材の育成

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとします。

9 市民及び関係団体等に対する支援

市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

10 推進組織

市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができるものとします。

11 推進地区の指定

市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができるものとします。

12 評価等

(1) 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

(2) 市長は、評価した結果を公表するものとします。

13 表彰

(1) 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができるものとします。

(2) 表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとします。

14 セーフシティあつぎ推進旬間

(1) 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年11月1日から同月10日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定めるものとします。

(2) 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとします。

15 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

16 条例の施行日

この条例は、令和8年11月4日から施行します。（予定）

17 その他

(1) 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）は、廃止します。

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例に規定するセーフコミュニティ推進委員会の廃止に伴い、厚木市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）に規定する当該委員会に関する事項について、必要な改正を行います。

(3) 次の市条例に規定する「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改めます。

ア 厚木市部設置条例

（昭和47年厚木市条例第18号）第2条第6号カ

イ 厚木市自転車安全利用促進条例

（平成24年厚木市条例第27号）第1条

ウ 厚木市子ども育成条例

（平成24年厚木市条例第31号）第13条第2項